

監査公表第 7 号

監査結果に基づく措置について

令和 6 年 1 月 16 日付監査報告第 13 号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その結果を公表します。

令和 6 年 3 月 7 日

大牟田市監査委員	中 原 修 作
同	塩 塚 敏 郎

令和 6 年 3 月 5 日

大牟田市監査委員 中原修作 殿

同 塩 塚 敏 郎 殿

大牟田市長 関 好 孝

(保健福祉部)

定期監査の結果に基づく措置について

令和6年1月16日付、監査報告第13号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

【個別指摘事項】

一般會計

(保健福祉部)

1 老人福祉費負担金

(福 祉 課)

老人福祉費負担金は、①老人ホーム費負担金、②老人ホーム費負担金滞納繰越分、③老人ホーム等措置費負担金、④老人ホーム等措置費負担金滞納繰越分の４科目で構成されている。

今回の定期監査において、以下のような事例が見受けられた。

- ・調定はされていたが、納入通知書が未発行となっていた。
- ・納入通知書が送付されず、個人ファイルに残されていた。
- ・令和３年度に負担金855,578円が調定されていなかったため、本来であれば同額が収入未済額として発生しているが、令和３年度の決算書上では収入未済額が０円となっている。
- ・令和３年度に調定されていなかった上記の負担金が令和４年度に滞納繰越分として調定されていた。
- ・負担金１名分が令和５年３月分（令和４年度分）にもかかわらず、令和５年度に調定されていた。（令和４年度は11ヶ月分しか調定されていない。）

また、発行された納入通知書の件名は令和５年４月分となっていた。

・大牟田市老人福祉法施行細則第10条第２項では、徴収額の納期限は翌月25日（その日が休日又は土曜日に該当するときはその翌日）と規定されているが、老人ホーム費等措置費負担金は翌々月の25日に設定されている。 ※該当月の翌々月に調定している。

老人福祉費負担金のうち、老人ホーム費負担金については、令和２年第１次定期監査において、法令の規定に沿った適正な調定事務の実施及び、事務処理の遅延や漏れが生じないように組織的なチェック体制の整備について個別指摘を行っていた。

この指摘に対し、令和３年４月６日付の措置報告で、調定に関する勉強会の実施、事務状況を可視化し複数の目でチェックできる体制を整える旨の報告があった。

しかしながら、今回の監査においても、令和２年第１次定期監査時と同様の事務処理誤りが確認され、規定に沿った適正な調定事務の実施がなされておらず、報告されていた調定に関する勉強会の実施や、複数の目でチェックできる体制の整備について、その実行が確認できなかった。

歳入事務に関しては、各部局の経理担当課に決裁関係書類が送付されていないことが多く、また、基本的な歳入事務に関する知識が乏しいまま事務にあたり、滞納繰越分に関しても、漫然と納入通知書を送付するだけとなっている。

結果、今回指摘したような事例が発生している。

改めて、老人福祉費負担金の歳入事務について、勉強会の実施や、複数の目でチェックできる体制の整備などを行い、事務処理誤りの再発防止に努められたい。

【措置の状況】

一般会計

（保健福祉部）

１ 老人福祉費負担金

（福祉課）

収入の調定や納入通知書の発行、入金の確認等の事務については、財務会計システムの歳入予算整理簿を基に複数人で確認を行っていきます。

予算上の年度の考え方や繰越処理等、経理的な処理については、担当間で情報や知識等を共有するために学習会を開催します。事務処理について入力方法、確認方法など担当が替わっても処理ができるように、わかりやすいマニュアルを整備し、引継ぎなどについても確実に徹底していきます。

また、負担金の納期限につきましては、大牟田市老人福祉法施行細則の規定どおり翌月25日となるように対応します。